

# 海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針

令和 8 年 8 月 20 日策定  
海老名市教育委員会

## 1 趣旨

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に基づく、いじめ重大事態に係る調査に関して、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和 6 年 8 月改定版）に則り、調査結果の公表の方針を定めたものです。

## 2 公表の目的

調査報告書に示されたいじめの再発防止策等を広く周知することにより、市全体でいじめの問題について考える契機とし、家庭と地域、学校が連携して行ういじめの未然防止や早期発見の取組を促進することを目的としています。

## 3 公表に際して

- （1） 目的に沿って、調査報告書のうち、同種の事案の再発防止を含めた、いじめの未然防止に向けて重要な部分等を要約した資料（「公表版」）として、調査結果を公表します。
- （2） いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に関する意向を重視し、公表しないことを強く希望する場合には、公表しない場合があります。ただし、個人が特定できない形で再発防止策等に関する情報は、学校と教育委員会で共有し、今後の取組に活かしていきます。
- （3） 個人情報の保護に関する法律等の関係法令を厳守します。

## 4 具体的方針

- （1） 公表方法は、海老名市教育委員会ウェブサイトへの掲載とします。
- （2） 公表期間は、ウェブサイトへの掲載開始日から 6 箇月間とします。ただし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向等により、期間を短縮することがあります。
- （3） いじめ重大事態の調査開始時から、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査報告書の公表について、本方針を説明し、意向を確認します。また、調査における加害児童生徒及びその保護者にも本方針を説明し、公表についてできる限り理解を得られるように努めます。

## 5 その他

本方針は、関係法令の改正や社会情勢の変化、公表に係る運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。